

実用新案制度の在り方について

1. 現状

(1) 特許制度との比較（別添1）

実用新案制度は、特許の目的とならない程度の発明、いわゆる小発明に対し、特にこれを保護する必要があるという趣旨から、特許制度を補完する制度として設けられてきた。こうした趣旨を反映し、特許制度及び実用新案制度には、保護対象、権利期間等の相違点がある。

(2) 制度の変遷及び出願件数の推移（別添2）

明治～昭和

実用新案制度は、我が国と欧米先進国との間の技術水準の格差等を背景とし、特に小発明を積極的に保護する制度として、1905年（明治38年）に創設された。技術後進国であった我が国において、実用新案制度の利用は急速に増加し、1910年代には1万件強だった実用新案登録出願件数は、1950年代半ばには約6万件に達した。

高度経済成長期

1959年（昭和34年）に、戦後の急速な産業・経済の変革に対応するため、実用新案制度を含めた産業財産権（工業所有権）四法の全面改正がなされた。その後の高度経済成長期は、海外から導入された技術を組み合わせて低コストの量産化を行う開発技術中心の技術進歩であったが、家電製品、乗用車等に見られるように細かな改良を伴う新製品の開発やモデルチェンジが次々と行われるなど、特許、実用新案ともに出願件数が急増した。実用新案登録出願件数は、1970年代半ばには約18万件に達した。

1980年代以降

1980年（昭和55年）まで、実用新案登録出願件数は特許出願件数を上回っていたが、その後の我が国技術の成熟化、技術革新の加速化等を背景として、特許出願が急増する一方、実用新案登録出願はほぼ横ばいで推移した。

1987年（昭和62年）に、特許制度の多項制が改善されたことにより、実用新案登録出願の件数は減少に転じ、約20万件が5年間で半減した。

その後の出願件数の減少、発明の早期実施化、製品の短ライフサイクル化に対応するため、1993年（平成5年）に実用新案法が改正され、実体的要件の審査を行わずに登録をする制度に変更された。しかし、その後も出願件数は減少を続けており、2001年（平成13年）は約9千件であった。

2 . 検討事項

(1) 出願件数の減少

近年の特許出願の急増と対象的に、実用新案登録出願件数は大幅な減少傾向にある。我が国技術水準の向上に伴い、実用新案制度の利用ニーズが低下してきたことを踏まえれば、実用新案制度を設けた当初の意義は希薄化してきたと言えるのではないか。

(2) 短ライフサイクル技術の早期保護ニーズの多様化

実用新案制度の利用ニーズが低下する一方で、近年、ビジネス方法特許の審査基準の明確化やプログラム等を含む「物」の定義の明確化を背景として、ビジネス方法やプログラムに係る出願が急増している（ビジネス方法特許の出願件数：2000年は前年比6.2倍増の1万3千件強）。こうした出願についても、短ライフサイクル技術の早期保護ニーズがあると言われるが、「物品の形状、構造又は組合せ」を対象とする実用新案制度の下では、保護の対象の外にある。また、知的財産研究所調査によれば、ビジネス方法に係る特許出願の目的の第一は防衛的なものであり、権利行使やライセンス供与を念頭におくものは極めて少ないなど、ユニークな制度利用の目的が見られる。

このように、先の実用新案制度改正以降、特許制度の下ではビジネス方法やプログラムに対する保護対象の明確化が進み、併せて早期保護ニーズやその制度の利用目的が多様化してきた中、ユーザーのニーズに応える実用新案制度とすべく、その保護対象や保護期間等について、現状のままでよいか検討する必要がある。

3 . 今後の対応

実用新案制度に対するユーザーニーズの調査を行い、調査結果を踏まえ、制度改正の必要性の有無について検討する。

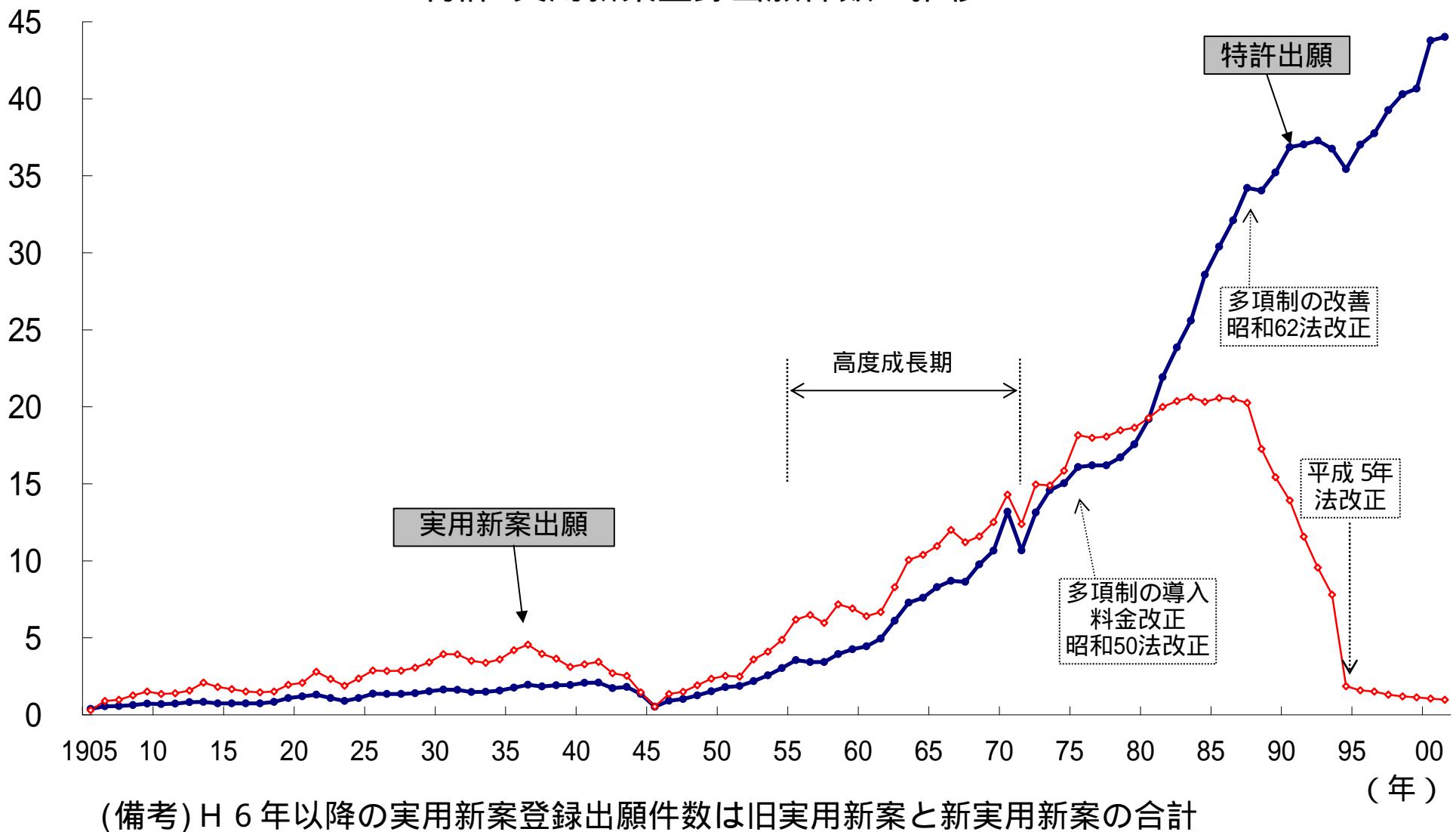
特許・実用新案制度比較

	実用新案法	特許法
実体審査	なし(方式審査のみ)	あり
権利期間	出願日から6年 (15条)	出願日から20年 (67条)
保護対象	物品の形状、構造又は組合せに係る自然法則を利用した技術的思想の創作(1条、2条)	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの(1条、2条)
進歩性	「きわめて容易に」考案できないもの(3条2項)	「容易に」発明できないもの(29条2項)
審査請求制度	-	出願から3年以内(48条の3)
評価書制度	何人も、何時でも請求可能(12条) 権利行使に先立ち、技術評価書を提示して警告することを義務化(29条の2)	-
審判制度	無効審判	無効審判 査定不服審判 訂正審判 異議申立て
補正の範囲	最初に添付した明細書又は図面に記載した範囲内(2条の2)	最初に添付した明細書又は図面に記載した範囲内(17条の2)
補正可能期間	出願日から2ヶ月(2条の2、施行令1条)	特許査定前かつ拒絶理由通知前(17条の2) 拒絶理由通知後は指定期間内(17条の2) 査定不服審判請求から30日以内(17条の2)
訂正の範囲	請求項の削除(14条の2)	請求の範囲の減縮等(120条の4、126条、134条)
訂正可能期間	原則いつでも可能(権利消滅後も可能)。 ただし無効審判係属中は審理終結通知前まで(14条の2)	異議申立て又は無効審判係属中以外は訂正審判の請求可能(126条) 異議申立て又は無効審判係属中は答弁書・意見書提出の指定期間内(120条の4、134条)
権利者の責任	行使した権利が無効とされた場合、権利者に損害賠償責任を転換(29条の3)	なし
侵害者の過失推定	なし	あり(103条)
訴訟手続の中止規定	侵害訴訟を提起された被告が、無効審判を請求したときは、申立てにより訴訟手続を原則中止(40条の2第1項)	職権により裁判手続を中止することが可能(168条)
他出願との関係	出願から3年以内は、実用新案登録出願から特許出願への変更が可能(特許法46条1項) (ただし登録後の変更は不可)	最初の拒絶査定の謄本送達日から30日を経過するまでの期間、又はその特許出願日から5年6ヶ月以内は、特許出願から実用新案登録出願への変更が可能(実用新案法10条1項) (ただし登録後の変更は不可)

(万件)

特許・実用新案登録出願件数の推移

別添 2)



(備考) H 6年以降の実用新案登録出願件数は旧実用新案と新実用新案の合計